

船橋市防災マップ

作成：船橋市長官舎
危機管理課
令和2年2月現在

地震・台風などの災害時に、市が開設する避難施設と、それぞれの施設が担う役割や機能について「施設名称」と「絵図」で示しています。

市民の皆様へ～特にお願いする備え～

●自宅を最高の避難所に

きびしい生活を強いられる避難所よりも、自らの備えを日頃からしっかりと行い、災害時に自宅で生活ができる状況ならば「自宅避難」を選びましょう。自宅の耐震性能の確認と、家具の固定やガラスの飛散防止は、その一歩です。

●近所の皆さんと力を合わせて

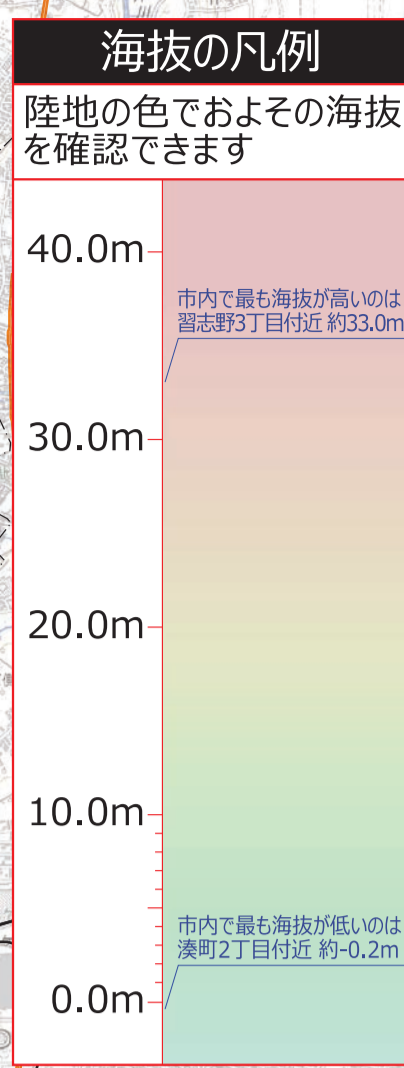
災害に立ち向かい乗り越えるには、自らの備えである「自助」と、地域の自助が集まり、皆で助け合う「共助」が欠かせません。また、災害時の様々な活動や、復旧、復興は、市による「公助」と、市民による「共助」の両輪がかみ合ってこそ初めて成り立ちます。

●日常生活の身近なもので無理のない備蓄

日常で使い慣れたものや、食べ慣れたものを一定量、買い置かせておき、日常生活の中で使いながら補充する「ローリングストック」には多くの利点があり、家庭ですぐに取り組むことができる大変有効な手段のひとつです。

●いつでも「お薬手帳」を持ち歩きましょう

薬を飲み続ける必要がある方は、お薬手帳を持ち歩いていれば、災害時にも必要な薬を受け取ることができる可能性が高まります。



「ふなばし情報メール(ふなばし災害情報)」にご登録を!

風水害や地震などの自然災害や避難所開設情報などの情報を、メールでお知らせします。

登録方法

STEP1 funabashi-joho@sg-m.jpへメールを送信

STEP2 送られてきたメールのURLへアクセスし、利用規約を確認して次の画面に進む

STEP3 配信カテゴリから、「ふなばし災害情報」に切り、次の画面に進む

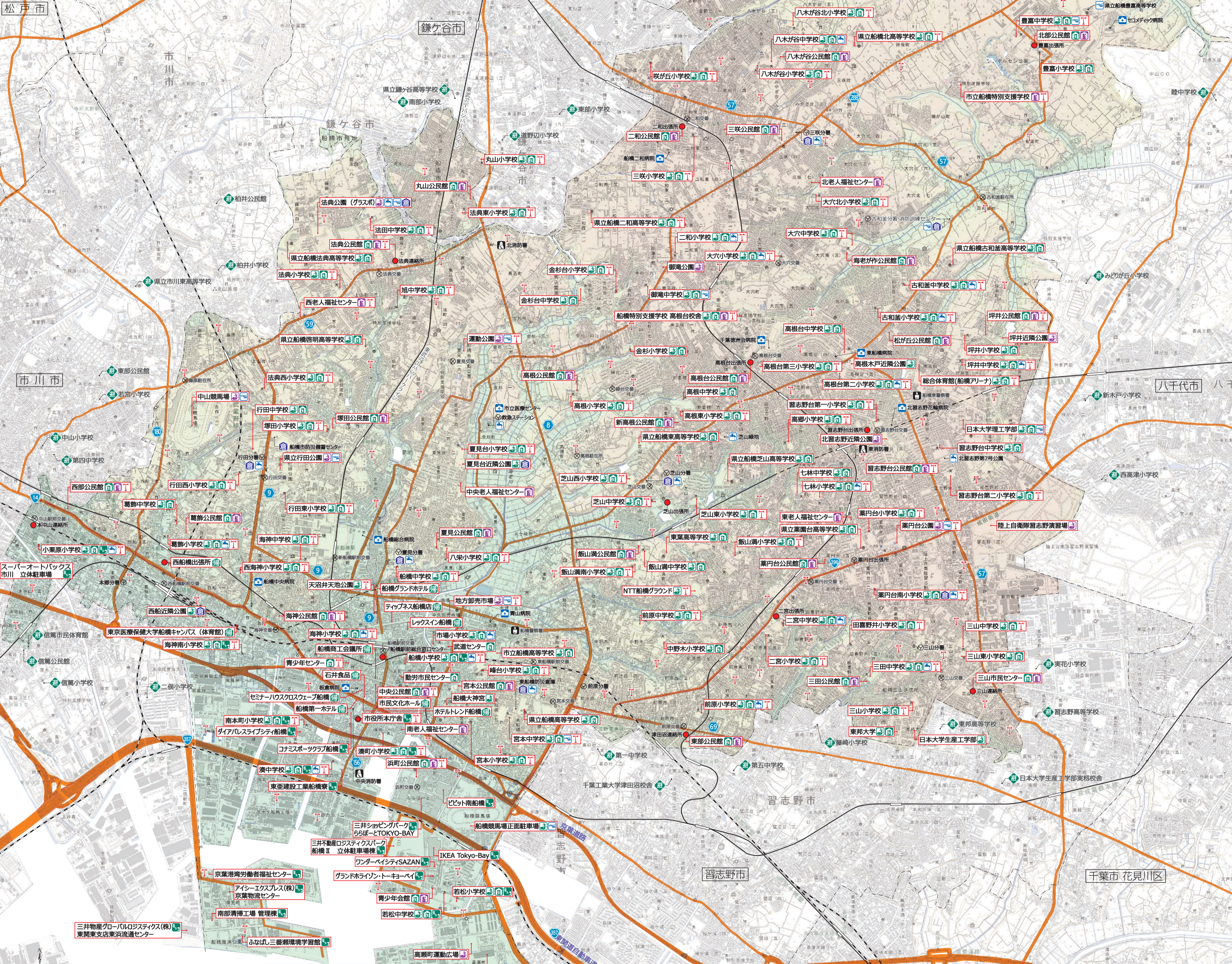
STEP4 入力内容を確認し、登録ボタンで登録完了

※登録料は無料ですが、メール送信等にかかる通信料は登録者の負担となります。

防災行政無線の放送内容を自動音声で聞くことができます!

☎0120-2784-61

※通話料は無料です。 ※IP電話からの放送確認はできません。



避難に対する基本的な考え方

災害の危険が迫って居住者の避難が必要になった場合に、避難に関する情報が発令されます。3種類の情報は状況の深刻度に応じて出され、住民の皆様は各情報に応じた避難行動が求められます。

避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合	災害による被害は予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合
<input type="checkbox"/> 避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児など)とその支援者は避難を開始しましょう。 <input type="checkbox"/> その他の人は、避難の準備を整えましょう。	<input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所へ避難をしましょう。	<input type="checkbox"/> まだ避難をしていない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所へ避難をしましょう。

※必ずしも、この順番で発令されるとは限りませんので、ご注意ください。
また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

凡例

	緊急輸送道路
	一時避難場所
	広域避難場所
	宿泊可能避難所
	福祉避難所
	津波一時避難施設
	帰宅困難者支援施設
	避難施設(市外)
	防災倉庫
	防災用井戸
	ヘリコプター臨時離着場
	防災行政無線
	災害拠点病院、災害医療協力病院
	市役所・出張所・連絡所
	消防署・分署・出張所
	警察署・交番・駐在所

避難施設のあらまし

	一時避難場所	いつきひなんばしよ
	一時的に避難するための場所で、学校の校庭や公園など屋外のオープンスペースです。	
	広域避難場所	こういきひなんばしよ
	火災の延焼の危険性があるとき、一時的に避難する場所で、安全確保のため一定の広さを有する屋外のオープンスペースです。	
	宿泊可能避難所	しゆくはくほうなんじよ
	自宅で生活できない被災者への宿泊や食料などを提供する屋内の仮宿泊施設で、主に学校の体育館などを受け入れ場所とします。	
	福祉避難所	ふくしひなんばしよ
	高齢者や障害者など、災害時の避難生活に支援を必要とする方を受け入れる屋内施設です。 なお、福祉避難所は必要がある場合、開設されます。	
	津波一時避難施設	つなみいちじひなんしせつ
	津波警報が発表されたとき、海から遠い高台まで避難する時間がないときなどの緊急時に身の安全を確保する施設で、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの間、緊急避難を受け入れます。	
	帰宅困難者支援施設	きたくこんなんしやしえんしせつ
	帰宅困難者へ水やトイレ、休憩場所、情報提供などを行う施設です。	